

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山 本 國 雄
登録番号又は法人番号	第04221450号
所属する単位会	福井会
事務所名称	
事務所所在地	福井県大飯郡高浜町青第8号6番地5
処分年月日	令和6年2月6日
処分内容（種類）	廃業勧告及び1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	山本國雄会員は、納付すべき会費を正当な理由なく滞納した。 また、平成26年11月26日・小浜簡易裁判所における和解条項を履行していない。その後の会費も未納である。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（会員の処分）</p> <p>福井県行政書士会会則第45条第1項</p> <p>本会は、会員が法および法に基づく命令、福井県規則その他福井県知事の処分に違反したとき、または行政書士たるにふさわしくない非行があったとき、もしくは連合会・本会の会則等に違反したときは、当該会員に対し、弁明の機会を与え必要な処分を行うことができる。</p> <p>2 本会は、前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問してこれを決定しなければならない。</p> <p>（個人会員の処分の種類）</p> <p>福井県行政書士会会則第45条の2</p> <p>前条の個人会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 訓告</p> <p>（2） 会員の権利の停止</p> <p>（3） 廃業の勧告</p> <p>2 前項第2号の規定により停止することができる会員の権利は、次の各号の全部または一部とし、その期間は1年以内とする。</p> <p>（1） 本会の役員を選任に関する権利</p> <p>（2） 本会の会議、研修会等に参加する権利</p> <p>（3） 本会の事務所、施設等を利用する権利</p> <p>（4） 本会からの文書の送付を受け、または図書および物品の斡旋頒布を受ける権利</p> <p>（5） 本会の福利厚生規定に基づく金品等の供与を受ける権利</p>